

## 景観形成地区基準

### (18) 中高層住宅地区（藤白台1丁目（1））

#### a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考
1.全体計画・配置等		
(1) 良好的な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。		
(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。		
(3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。		
(4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。		
(5) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。		
(6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。		
(7) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。		
(8) 敷地内に設置する照明灯は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。		
(9) 敷地内のサインは、景観に配慮したものとする。		
2.屋根の形態意匠及び素材		
(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。		
(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。		
(3) 光沢をおさえた素材を使用する。		

## 景観形成地区基準

### (18) 中高層住宅地区（藤白台1丁目（1））

#### a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考												
3.形態意匠及び素材														
(1) 周辺景観と調和した意匠とする。														
(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。														
(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。														
(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td><td>8.0以下</td><td>—</td></tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td><td>8.0以下</td><td>4.0以下</td></tr> <tr> <td>その他の色相</td><td>7.0以下</td><td>2.0以下</td></tr> </tbody> </table>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8.0以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.0以下	4.0以下	その他の色相	7.0以下	2.0以下		
色 相	明 度	彩 度												
無彩色	8.0以下	—												
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.0以下	4.0以下												
その他の色相	7.0以下	2.0以下												
(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。														
(6) 質感、素材感のある素材とする。														
4.敷際														
(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。														
(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。														
(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。														
(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。														
(5) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。														
5.駐車場・駐輪場														
(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。														
(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。														

## 景観形成地区基準

### (18) 中高層住宅地区（藤白台1丁目（1））

#### a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考
6.ごみ置場・付帯施設等		
(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。		
(2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。		
(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。		
7.植栽		
(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。		
(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。		
(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。		

#### b.工作物

景観形成地区基準	チェック	備考
1.擁壁		
(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。		
(2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。		

#### c.開発行為

景観形成地区基準	チェック	備考
1.緑化		
(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。		
(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。		
2.造成計画		
(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。		
(2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。		